

設計業務等における熱中症対策に係る費用計上の方法

青森県県土整備部が発注する設計業務等における熱中症対策に係る費用計上について、必要事項を定める。

1 対象業務

測量、地質調査、土木設計、調査・計画、現場技術業務等の屋外作業を必要とする業務を対象とする。

2 対象内容

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用とする。

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、
休息車の配置等

なお、作業員個人に対する熱中症対策費用については、対象外とする。

例：塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

3 実施方法

(1) 熱中症対策費（作業員個人に対する費用を除く）は、設計変更の対象とする。

(2) 実施前、受注者は、業務打合簿により、熱中症対策に係る施設・設備の種類や規模・設置期間、費用等の実施計画を発注者と事前に協議し、発注者が妥当性を確認した上で決定するものとする。

また、業務打合簿には、費用の根拠となる物価資料、見積書等を添付すること。

(3) 実施後、受注者は、業務打合簿により、実施状況写真や実施費用計算結果などの実績報告を設計変更前までに発注者に提出するものとする。

4 積算方法

(1) 熱中症対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を、購入品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

(2) 技術提案事項については、費用計上の対象外とする。

(3) 直接経費または間接調査費に「熱中症対策費」として積み上げ計上することとし、諸経费率及び一般管理費等算定の対象額としない。なお、費用の計上にあたっては、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

5 適用年月日

令和8年10月1日以降公告又は指名通知となる業務委託から適用する。

ただし、これ以前に公告又は指名通知された業務委託における適用を妨げない。